

規制影響分析書要旨

規制の名称	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正	
主管部局・課室	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成20年9月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)は、麻薬及び向精神薬の乱用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的としており、依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質については麻薬等に指定することにより、輸出入、製造、譲渡等に係る取締り等を行うものである。</p> <p>厚生労働省医薬食品局においては、文献及び専門家による意見書等により、N-メチル-N-(1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミンについて、その性質、乱用状況等の確認及び検討を行った結果、麻薬に指定することが適当と考えられたため、平成20年度第1回依存性薬物検討会(平成20年8月29日開催。以下「検討会」という。)に麻薬の指定について検討を依頼した。</p> <p>検討会においては、当該物質は、既に麻薬に指定されているN, α-ジメチル-3,4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA)と類似した中枢神経興奮作用を有し、精神的依存性を有する蓋然性が極めて高く、乱用されるおそれが十分あることから、麻薬指定が相当であるとの結論を得たところ、今般、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正し、上記の物質を新たに麻薬指定することとした。</p>	
	(根拠条文)	麻薬及び向精神薬取締法別表第1第75号
想定される代替案	<p>麻薬として指定せずに、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物に指定する。</p> <p>※ 指定薬物に指定されると、医療等の用途以外の用途に供するための製造、販売等が 禁止される。</p>	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>当該物質を麻薬指定することにより、管理・流通に関し、厳重な取り扱いが義務づけられることになるが、それに伴って特別な設備等が必要となるわけではないため、費用の増減は発生しない。</p>	<p>当該物質を指定薬物に指定することにより、費用の増減は発生しない。</p>
(行政費用)	<p>当該物質を麻薬指定することにより、麻薬の取り締まりについては強化されるが、新たに捜査官の人員増加等を伴うわけではないので、特段の費用負担が生じるものではない。</p>	<p>当該物質を指定薬物に指定することにより、医療等の用途であれば、当該物質の譲渡等には特段の規制はかからないため、当該物質の適正な流通ができず、使用された場合には、その使用をきっかけに、より依存性の強い薬物の乱用が引き起こされる可能性が高まることから、薬物乱用取締費用等が発生する。</p>

(その他の社会的費用)	依存性、精神毒性及び及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を麻薬として指定することにより、当該物質の適正な管理及び流通が確保され健康被害等の発生の可能性を最小限にすることができ、健康被害の緩和及び治療等にかかる費用が減少する。	当該物質を指定薬物に指定することにより、医療等の用途であれば、当該物質の譲渡等には特段の規制はかからないため、当該物質の適正な管理及び流通ができず、乱用された場合に発生する健康被害の緩和及び治療等に係る費用が増加する。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民への便益)	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を麻薬として規制することにより、当該物質の適正な管理及び流通が確保され、健康被害等の発生の可能性を最小限にすることができる。	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を指定薬物に指定した場合、医療等の用途以外の用途に供するための製造、販売等が禁止されるため、一定程度当該物質の適正な管理及び流通が行われるが、それでもなお医療等の用途であれば、当該物質の譲渡等には特段の規制はかからないため、当該物質の適正な管理及び流通が行われず、不適正な使用等により、健康被害等が発生するおそれがある。
(関連業界への便益)	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を麻薬として規制することにより、当該物質の適正な管理及び流通が図られ、製造者等が予期しない健康被害等の発生の可能性を最小限にすることができ、関連企業等の社会的信用が守られる。	依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を指定薬物に指定した場合、当該物質の医療等の用途以外の用途に供するための製造、販売等が禁止されるため、一定程度当該物質の適正な管理及び流通が行われることで企業の社会的信用が守られるが、それでもなお医療等の用途であれば、当該物質の譲渡等には特段の規制はかからないため、末端に至るまで当該物質の管理及び適正な流通が行われず、製造者等が予期しない健康被害等の発生により関連企業等の社会的信用が損なわれるおそれがある。
分析結果	当該物質については、精神的依存性を有する蓋然性が極めて高く、乱用されるおそれがあることを考えると、代替案では、麻薬指定の場合と比較して保健衛生上の危害が発生する可能性が高く、国民等の保健衛生上の危害を防止する観点から不十分であり、また、費用との関係においても、健康被害等の結果としての費用が増加する可能性が高いと考えられる。こうしたことから、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正が政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	
有識者の見解その他関連事項	依存性薬物検討会(平成20年8月29日)において、麻薬指定相当との結論を得ている。	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	新規に麻薬指定する物質は、今後の社会情勢に照らしたとしても、依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいことには変わりがないため、現時点での見直しは予定していない。	
備考	—	